

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク
第8期（平成25年度）第6回定例理事会議事録

- 1 日時：平成26年4月19日（土）19：30～
- 2 場所：二日市東小学童保育所
- 3 出席者理事 21名 次期理事候補者7名
欠席者理事 3名（山川 綾理事、永田 恵子理事、木村 恵理事）

議事

1. 基本理念唱和

2. 理事長挨拶

3. 審議事項

第8期通常総会 総会上程（案）

第1号議案 平成25年度 事業報告並びに収支決算書、貸借対照表及び財産目録の承認
に

関する件

第2号議案 平成26年度事業計画及び予算承認の件

第3号議案 役員辞任に係る新役員選出及び承認の件

4. 連絡事項

平成26年5月31日（土）19：00～第8期通常総会開催

1. 基本理念唱和

開会に先立ち、理事一同による基本理念の唱和が行われた。

（専務理事）より、配布物の確認が行われた。

議事に先立ち、定款第38条の規定により理事長が福田専務理事を議長指名し、福田専務理事が受諾した。

（定数確認）

理事24名中、出席理事21名で定足数を満たしており、定款第39条の規定により有効に成立する旨の報告がされた。

2. 理事長挨拶

（横田理事長）より『新理事候補者も参加しているため、最初に【当法人の歴史・理念】、【これまでの改革の概要】、【理事の職責】について説明したい。』旨の挨拶がなされた。以下要旨は次の通り。

【当法人の歴史・理念について】

当法人の歴史は34年も前に遡り、当時は各学童ごとの経営で、親が指導員を直接雇い、場合によっては、親も交代で子どもたちの面倒を見ていたようである。つまり、働く親同士の互助組織である。学童も歴史とともに姿を変えてきたが、保護者が仕事に専念できるようにと、行政と手を携えて保護

者経営で職員とともに汗をかくスタイルは今も変わっていない。しかし、最近子どもを学童に預ける保護者にも当法人本体の経営や各学童の運営が保護者主体であることを知らず、面倒を嫌がり、学童を単に託児所代わりと思われている保護者が少なからずいることも事実。これを解消し、法人のあるべき姿を明確化するために、保護者や理事、職員とともに「基本理念」と「保育理念」を制定し、可視化することで「目的の共有化」を図った。

【これまでの改革の概要について】

規模も大きくなるにつれ、雇用者責任も重大になってきており、加えて、子ども子育て支援法（6年生までの通年保育の拡大、延長保育）等の対応のため、子育て支援課（筑紫野市）との連携・協議等もますます必要となる。これらの業務を素人であり、非常勤でボランティア（無報酬）、且つ保育を支払っている立場の保護者が、専門的業務として行うには限界が生じている。今回の改革では今後の事業の継続性を考え、協議のもと理事任期为2年とし、内部管理体制の強化のため、常勤の専務理事を設置した。また、規程間の矛盾の解消、管理体制の見直し等を行ってきた。現在は専務理事を中心に、指導員との連絡協議を行いコミュニケーションが図れている。子育て支援課とも定例会を設け、良好な関係を築き成果が上がりつつある。

【理事の職責】

ここにいる多くの理事皆さんは「くじ」等で学童役員としての役割を受けることになった方が多いと思う。両親とも働いて時間がなく面倒が見られないから、学童に預けているのに、この上役員かとの思いが本音のところと思う。皆さんは職業人として経済的収入を得ると同時に職場は自己実現の場、人生修養の場で日々人としての成長されているはずである。これに「くじ運」によって、学童の役員として役割を得、人（親）としての成長の場が増えたと思って楽しんで法人運営・学童運営等に関わっていただきたい。理念にあるように子どもと共に育ちあう精神がこの組織に子どもを預ける親としてもっとも重要な認識事項である。今説明したとおり、『ちくしっ子ネットワークの理念』について、学童保育の歴史、法人の成り立ち等について十分理解の上、今後理事会に参加していただきたい。理事の職責については、当法人の経営主体が「保護者」であるなか、会長が学童の運営責任者である一方、その代表として法人の経営を担うものである。よって、理事は、各学童の代表でもあるが、法人の経営者であることから、高所大局の立場で法人全体の発展にご協力いただきたい。

3. 審議事項

・第8期通常総会 総会上程（案）

第1号議案 平成25年度 事業報告並びに収支決算書、貸借対照表及び財産目録の承認に関する件

（横田理事長）より1号事案（案）をもとに説明がなされた。要旨は次のとおり。

上程（案）はまだ指導員委員会の報告未掲載や語句の修正、決算・予算の最終調整（顧問税理士との調整）はあるものとして説明する。基本的スタンスは変わらない。本日の議論で修正すべきところがあればそれを踏まえて修正させて頂く。

【事業報告について】

事業の成果については記載の通りであるが、その他、監査役のマニュアルの導入、顧問税理士から永年にわたり指摘され、前執行部・監査役が先送りしていた不適正な会計を解消したことも大きな

成果である。特に常勤専務理事の設置により組織にまとまりが感じられるようになった。来年度は専務理事の力がさらに発揮でき、職員ばかりではなく学童保護者会についても顧問・相談役として役割が果たせるようにする。理事各位におかれましては、何かあれば主任指導員と共に専務理事とよく相談して頂き学童運営にあたって頂きたい旨、会長に伝えて頂きたい。

【余剰金問題について】

まず、25年度決算の説明をする前に当法人の余剰金問題についてのこれまでの経緯や筑紫野市の意向を説明したい。25年度決算・26年度予算にも大きく影響しているため説明をする。

余剰金の経緯：余剰金については5年前の保育料値上げに起因するもので、指導員に対する処遇改善が進まなかったため、一時4,000万円の内部留保として積み上がったもの。

市の意向：市からは余剰金について内部に留保し過ぎであるので減らしていくようにとの指摘が続いていた。

執行部の考え方：余剰金削減の項目としては当法人は人が全てであることから、職員の処遇改善しかないと考えている。

問題点：①物を買うのとは違い、人件費支出は恒常的であり、多額の余剰金といえどもいずれはなくなる。いずれの時点かで収支均衡を図る必要がある。補助金交付要綱とのあり方や子ども子育て支援法の関連での要綱見直しの中で、今後、市と協議する必要がある。②市からの委託料が支払われるまでの年度始め2カ月間ほどの運転資金として、現状2,500万ほどが必要である。利用者であり、かつボランティアの理事が運転資金確保（職員の給与）のため、補助金引当の融資ではあるものの金融機関に連帯保証しない状況では法人運営はできない。（理事の引き受け手がない。）運転資金が心配ないように補助金の交付時期を市と協議する必要がある。③市側（藤田市長）は余剰金は補助金が滞留していると考えており、至急の是正のため、25年度3回補助金の支払いを保留していた。当法人としては要綱は要綱通り支給してもらい、26年度の予算案にて理事会・総会の承認を得たうえでの収入減を計上したい。

上記問題点についての市との協議とその結果：①については交付要綱の見直しにあたって指導員の補助単価の見直しする。現在全額プロパーで支払っている専務理事の報酬についても補助に含める検討する。②について補助金の1回目支払時期について6月から4月に変更する。③については当法人の財政運営について①②が解決できれば、必要最低限（1000万円から1500万円程度）の手持ち資金があれば十分であり、残り余剰金の保有には固執しない。よって補助金については補助金交付要綱の見直しにあたり弾力的に運用出るとの市側からの提案を受け入れた。

【決算について】

収入について補助金の未収が計上されているが上記③の事情による。市との合意により交付要綱のとおり支給されることとなった。

25年度重点施策（25年度職員の処遇改善、常勤専務理事の設置費用（報酬）、事務所移転費）とあいまって、支出超過700万円の予算で、ほぼ同額の支出となった。この支出には公用車購入費用（予備費使用・理事会承認済）が含まれている。今後とも補助金の在り方、要項の整備等、支援課と協議を進めていく。

※26年度の補助金2,000万ほど減額になると思われるため、26年度予算にその見合い分を

財政安定積立金から繰入を計上していたが、顧問税理士との協議により、決算にて財政安定積立金1,000万円の取り崩し、26年度予算で1,000万円財政安定資金の繰入とした。

(議長)より質問・意見がないか確認がなされた。

(原田学童 岡理事)より『予算についての直接的な質問ではないが、5年前に保育料が上がった経緯について尋ねたい。』旨の質問が出された。

(高木副理事長)より『当時は時給制であった指導員の給与を月給制に切り替えたための保育料値上げであった。』旨の回答がなされた。

(横田理事長)より『月給制にはなったが、その他の改善はなく指導員の定着率が良くなかったため、それほど人件費が上がっていない。(定期昇給分が増えなかった)5年間の積み重ねが4,000万の余剰金となっている。』旨の回答がなされた。

(高木副理事長)より『指導員給与についての補足として、時給制から月給制に変わったが、市からの委託料については現行のまま時給の2分の1の補助のままである。昇給すればそれだけ、法人負担が大きくなる。27年度の法改正に向けて、要項についても支援課と協議を行っていく。』旨の説明がなされた。

(議長)より採決に移る旨が伝えられた。また本理事会の挙手は25年度理事のみである旨が伝えられた。採決の結果、第8期通常総会開催 第1号議案上程(案)賛成は21名。出席数21名(委任状提出者含む)で3分の2に達したため、可決となった。

・第8期通常総会 総会上程(案)

第2号議案 平成26年度事業計画及び予算承認の件

(専務理事)より2号事案(案)をもとに26年度「事業計画」の重点施策について説明がなされた。要旨は次のとおり。

平成25年度に実施した事業の成果を検証し、26年度の事業計画を立てている。25年度の改革により、理念の制定も整い、組織は安定してきているため、重点施策として掲げているように26年度は事業内容の充実を図る。

1. 27年度の子ども子育て支援法については、市の子ども子育て委員会への参加、支援課定例会で対応していく。
 2. 地域になくてはならない組織を目指し、保育育理念に基づいた保育計画のもと、指導員との協働により保育を行っていく。
 3. 保護者・指導員への理念の浸透によるより良い経営・保育の実施する。
 4. 指導員研修の充実による人材育成・資質の向上、
 5. 地域に貢献し地域に根差した組織による、子どもを取り巻く環境での学び合いと成長を図る。
- 以上、26年度も保護者・指導員・法人が一体となって事業を進めていく。

(田上副理事長)より26年度はNPO法の要請により会計の表記方法が変更になっている。支出の部が事業費と管理費との記載になった。続いて、年度最初に活動計算書の訂正箇所について説明がなされた。続いて、経常収益について、児童数の増加に伴う受取会費の増額、保育料収入の増額、教材費収入の増額、保育料減免相当額の増額の説明、指導員の増加に伴う人件費の増額、加入保険会社並びに内容精査による傷害保険料の減額について説明がなされた。

次に、経常費用について、指導員の増加、給与規程の改定、処遇改善に伴う人件費、法定福利費の増額、児童数増加に伴う教材費、学童運営費、児童育成費の増額、加入保険会社並びに内容精査による保険料の減額について説明がなされた。

次に、管理費について、運営力強化のため事務職員に非正規職員、正規職員を配置したことによる事務員給料、退職金積立金繰入の増額、公用車購入による租税公課の増額、学童保育連絡協議会退会による支出減額、昨年計上していた事務所移転費が今年度は計上されていないことによる、その他経費の減額について、説明がなされた。1号議案で理事長が説明したとおり、余剰金解消、市からの補助金減額に備えるため財政安定積立金を2,000万円取り崩す予算とした。

※当初26年度予算にその見合い分を財政安定積立金から繰入を計上していたが、顧問税理士との協議により、決算にて財政安定積立金1,000万円の取り崩し、26年度予算で1,000万円財政安定資金の繰入とした。

・第8期通常総会 総会上程（案）

第3号議案 専務理事役員報酬決定の件

（横田理事長）より『26年度予算（案）で専務理事の報酬に予算計上されているが、専務理事役員報酬決定の件、230万の上程する必要があるため第3号議案として追加し、第2号議案と併せて審議頂きたい。』旨の説明がなされた。

（議長）より質問・意見がないか確認がなされた

（原田学童 岡理事）より『4月からの増税を考えた予算（児童育成費）は組まれていないのか。』旨の質問が出された。

（横田理事長）より『増税を考えた予算（児童育成費）は組んでいない。増税を懸念した声が上がるとは思われたが現状はそうした声も出ていない。まずは3%増なので現場の努力の範囲内であるとする。支障が出た場合には予備費もあるため、そこでの対応としたい。』旨の回答がなされた。

※顧問税理士との最終協議により児童育成費3%の上乗せを行った。また、特別加配も100万円増額した。

（議長より）採決に移る旨が伝えられた。また本理事会の挙手は25年度理事のみである旨が伝えられた。採決の結果、第8期通常総会開催 第2号議案 平成26年度事業計画及び予算承認の件、第3号議案（差し替え）上程（案）賛成は21名。出席数21名（委任状提出者含む）で3分の2に達したため、可決となった。

・第8期通常総会 総会上程（案）

第4号議案 役員辞任に係る新役員選出及び承認の件

（専務理事）より「平成26年度に新理事候補9名が選出されている。総会にて上程して良いか審議をお願いしたい」旨の説明がなされた。

（議長）より、上程（案）第4号議案 新役員選出及び承認の件について、承認を求める説明がなされた。採決の結果、第8期通常総会開催 第4号議案（差し替え）上程（案）賛成は21名。出席

数21名（委任状提出者含む）で3分の2に達したため、可決となった。

4. 連絡事項

（専務理事）より、平成26年5月31日（土）19：00から、生涯学習センター視聴覚室に於いて第8期通常総会の開催を行う案内と、6月に法人主催の新旧理事懇親会を行う案内がなされた。

（専務理事）より、今回は、第9期第1回理事会6月21日（土）19時30分から筑紫小学童で行う旨の確認がなされた。

20時40分終了